

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている 事業者の皆さまへ

本稿では、新型コロナウイルス感染症に関する各種支援策の概要についてご紹介いたします。
 なお、2～3ページにつきましては、関東財務局前橋財務事務所から提供があった群馬県版の資料を
 活用し、情報提供させていただきます。
 また、4～5ページは、資金繰りに関する「新型コロナ特例リスクスケジュール」支援についてのご案内
 となっています。

※各種支援策は修正される場合もありますので、最新の情報確認をお願いします。

1. 給付金・補助金

※ **個**：個人事業主・フリーランス向け、**中小**：中小企業向け

持続化給付金

個 中小

■ 事業全般に広く使える現金が最大200万円支給されます。

● 給付額(上限)：200万円(法人)、100万円(個人)

● 対象者：売上が前年同月比で50%以上減少 等

【窓口】経済産業省 持続化給付金事業コールセンター 0120-115-570

経済産業省HP
 持続化給付金ページ



雇用調整助成金の特例措置の拡大

個 中小

■ 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業者が従業員を休業させた場合、**休業手当等が最大10/10助成(1日あたり8,330円を支給上限)**されます。(緊急対応期間:4月1日～6月30日)

※ クーリング期間要件を撤廃、被保険者期間要件を撤廃、生産指標要件を緩和、対象者を拡充

※ 5月中にオンライン申請開始予定

【窓口】最寄りのハローワーク

厚生労働省HP
 雇用調整助成金ページ



2. 社会保険料及び国税の納付の猶予制度

厚生年金保険

国税

厚生年金保険料を一時に納付することで、事業継続が困難になるなどの要件に該当するときは、年金事務所に申請することにより、納付の猶予が認められることがあります。

【窓口】

最寄りの年金事務所



申請書類・手続等



■ 事業収入が減少する場合の**納税猶予の特例**

国税を一時に納付することが困難な場合には、税務署に申請することにより、納税の猶予が認められることがあります。

● 2月以降、事業収入が減少(前年同月比▲20%以上)したすべての事業者に、無担保かつ延滞税なしで納税を猶予

【窓口】所轄の税務署(徴収担当) 財務省HP納税猶予ページ



国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険

特別な理由がある者については、条例等の定めに基づき、市区町村に申請等することにより、猶予が認められることがあります。

【窓口】
 国民健康保険料
 介護保険料
 後期高齢者医療制度の保険料

お住まいの
 市町村の担当課

3. 資金繰り支援

※ **個** : 個人事業主・フリーランス向け、**中小** : 中小企業向け 【群馬県版】

日本公庫等による特別貸付

個 中小

■ 日本政策金融公庫等で実質無利子・無担保の融資が受けられます。

【特別貸付】

- 対象：最近1か月の売上高が前年比等で5%以上減少した方
- 限度額：6千万円(国民事業※1)、3億円(中小事業※2)
- 貸付期間：設備資金20年以内、運転資金15年以内 いずれも据置5年以内

※1 個人事業主・小規模企業向け
※2 中小企業向け

【利子補給による実質無利子化】

上記対象先が下記要件を満たせば実質無利子となります。

- 対象：①個人事業主(事業性あるフリーランス含む)・・・要件なし
②小規模法人※3・・・売上高▲15%
③中小事業者(上記①②を除く)・・・売上高▲20%
- 補給上限：融資額3千万円(国民事業)、同1億円(中小事業)
当初3年間

日本公庫ホームページ
新型コロナウイルス 相談窓口・解説動画



※3 小規模要件：卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下 製造業、建設業、運輸業等は従業員20名以下

【窓口】日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

※ 上記と同様の制度として、商工組合中央金庫の「危機対応融資」もあります。

日本公庫等の既往債務の借換

個 中小

■ 日本政策金融公庫等の過去の借入を一部実質無利子で借換できます。

日本政策金融公庫等の新型コロナウイルス感染症特別貸付や商工中金の危機対応融資について、既存の特別貸付や危機対応融資に係る債務を対象とした借換を可能とし、実質無利子化の対象にします。

- 実質無利子化の限度額：3千万円(公庫国民事業) 1億円(公庫中小事業、商工中金)
- 借換限度額※：6千万円(公庫国民事業) ※新規融資と借換の合計額
3億円(公庫中小事業、商工中金)

【窓口】日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル：0120-154-505

商工組合中央金庫 相談窓口：0120-542-711

民間金融機関による実質無利子・無担保融資

個 中小

■ 群馬県の制度融資により、民間金融機関で実質無利子・無担保・保証料ゼロの融資が受けられます。

- 対象：新型コロナウイルス感染症の影響により売上高が減少し、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証の認定を受けた方
- 適用要件・内容

	売上高▲5%	売上高▲15%
個人事業主 (事業性あるフリーランス 含む、小規模のみ)	保証料ゼロ・金利ゼロ	
小・中規模事業者 (上記除く)	保証料1/2	保証料ゼロ・金利ゼロ

金利は、国の補給「当初3年間」に加え、県がさらに「4年間」を上積みして計7年間を補給

- 融資限度額：3千万円 ※ 信用保証付既往債務も制度融資を活用した実質無利子融資に借換可能

【窓口】最寄りの金融機関又は、経済産業省 中小企業金融相談窓口：0570-783-183

信用保証

個 中小

事業者の皆様が民間金融機関から融資を受ける際、群馬県信用保証協会が公的な保証人となり、資金繰りをサポートします。

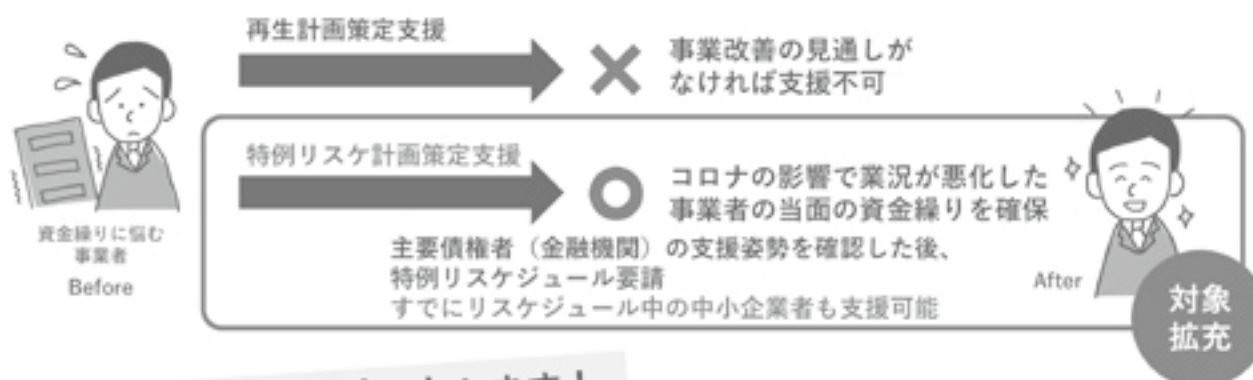
- 一般保証：借入債務の80%を保証(最大2.8億円)
- セーフティネット保証
4号：幅広い業種で影響が生じている地域について借入債務の100%を保証
5号：特に重大な影響が生じている業種について借入債務の80%を保証
(4号、5号を合わせて最大2.8億円。一般保証と別枠)
- 危機関連保証：危機時に、全国・全業種を対象に借入債務の100%を保証(最大2.8億円。上記2つと別枠)

【窓口】群馬県信用保証協会：027-231-8875

新型コロナの影響による資金繰りに悩む中小企業者のみなさん、
借入金の元金返済を止め、資金繰りを守ります！

新制度 新型コロナ特例リスケジュール

これまでの再生計画策定支援だけでなく、
既存の借入に**最大1年間返済猶予**を行う**特例支援**が始まります！



こんなピンチをサポートします！



資金繰りのために、とにかく借入返済をリスケジュールしたい！
ももとの経営不振が新型コロナの影響でさらに悪化。
借入の返済計画を大幅に見直せば何とか続けられるかも…

→ 短期間で元金支払いストップ可能！複数の金融機関でもOK！
金融機関と経営者の間に入って調整します！

特例リスケ計画策定にかかる助言や
金融機関調整を支援し、
経営者の負担軽減！

再生支援協議会が、特例リスケ計画の策定支援。積極的に新規融資を含めた金融機関調整・合意形成を支援します。

中小企業者

再生支援協議会

経営者と金融機関の間に入って調整

政府系金融機関

債権者
(民間金融機関)

信用保証協会



新型コロナの先行きが見えない中、資金繰りが心配
国の資金繰り支援策（特別貸付等）をフル活用しても間に合わない。
既存の金融機関全体を調整して、資金繰りを持たせないといけない…

→ 事業再生の専門家（金融機関経験者、公認会計士、税理士、
中小企業診断士、弁護士等）が伴走！
コロナ終息後の再生まで資金繰りのサポートをします！

特例リスケ計画を策定後、毎月1回、計画遂行状況をモニタリング。モニタリング終了後の本格的な再生支援にかかる事業再生計画策定費用の事業者負担を引き下げます。中小企業者を事業改善まで一貫してサポートします。

中小企業再生支援協議会とは？

中小企業の事業再生に向けた取り組みを支援する「国の公的機関」として47都道府県に設置されている、地域における再生支援のプラットフォームです。平成15年の設置以来、累計で43,000件以上の相談実績、14,000件以上の支援完了実績があります。
 経験豊富な事業再生支援の専門家が、取引金融機関への対応方法や資金繰り・事業計画の作成でお困りの方、あるいは、自社の企業健康診断をして欲しいという方まで、幅広くご相談を受け付けております。秘密は守られますので安心してご相談ください。

支援の流れ

※①～⑥は原則無料です！

① お近くの再生支援協議会に電話



全国の再生支援協議会窓口▶



② 必要書類を窓口へ提出

- ・相談申込書
- ・売上減の実態がわかる資料
- ・借入についてわかる資料



※売上減の実態が分かる資料については柔軟な対応が可能です。

③ 専門家がヒアリング



現状の売上高減少と向こう6カ月の資金繰りをヒアリングします。

④ 専門家が金融機関（複数銀行可）に電話支援姿勢の確認



⑤ 複数行一括して元金返済猶予の要請⇒既存債務の元金払いをストップ



⑥ 資金繰り計画を策定し、特例リスケジュール計画が成立！



その後

毎月資金繰りを確認
 希望者にはコロナ終息後の事業再生までサポート可能！



ご相談の対象となる事業者

開業届提出済みの中小企業であれば、職種を問わずご相談いただけます。なお、個人事業者も対象となります。
 （但し、法令・公序良俗に反する場合を除く。）



まずはお近くの中小企業再生支援協議会にお気軽にお電話ください。

〇〇県 中小企業再生支援協議会 検索

中小企業再生支援協議会の窓口一覧
https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/kyogikai_ichiran.htm

